

令和4年11月1日

都内各保健所長 殿

東京都福祉保健局

新型コロナウイルス感染症対策担当部長

新型コロナウイルス感染症対策に係る高齢者及び障害者入所施設に対する
専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣について

保健衛生行政への日々のご尽力に深く敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症対策に係る高齢者及び障害者入所施設に対する専用相談窓口の開設及び即応支援チームの派遣（以下「本事業」という。）については、貴職宛の令和4年4月27日付事務連絡及び同年6月30日付事務連絡に基づき実施しているところですが、今般、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知いたします。

記

1 実施期間の延長

本事業の実施について、令和5年3月31日まで期間を延長します。

なお、運営事業者に変更はなく、引き続きシミックソリューションズ株式会社（東京都港区芝浦1-1-1浜松町ビルディング）に対し本事業の業務を委託します。

（連絡先：0120-441-006、メールアドレス：m-tokyo_support@cmic.co.jp）

2 即応支援チームについて

(1) 即応支援チームの役割（再掲）

- ・令和4年6月30日付事務連絡のとおり

即応支援チームは、東京都として、高齢者・障害者入所施設を支援することを目的に派遣する（※）ものであり、これらの施設が本来主体的に取り組むべき感染対策（陽性者発生時の初動対応、ゾーニングの設定、正しい手指消毒の実施、PPEの適切な着脱、廃棄物の適正処理など）について助言を行います。（※派遣時には施設側の承諾が必要）

主に、陽性者発生の初期段階において、いち早く感染拡大を防止するため、連絡を受けてから原則として24時間以内に派遣し、施設の状況に応じて、すぐに実行可能な感染対策を助言します。

(2) 保健所からの依頼に基づく派遣

① 発生初期段階への重点化

即応支援チームが前記(1)に掲げる役割を果たすためには、陽性者の発生を初期段階で探知し、いち早く施設へ派遣する必要があることから、今後、陽性者発生に伴う保健所からの依頼に基づく派遣については、原則として初発(0日)から3日以内の施設を対象とします。ただし、初発から陽性者の追加発生がない場合は4日以降も対象とします。

② 実地研修の実施

施設において新型コロナウイルスへの感染を完全に防ぐことは現実的に難しく、陽性者が発生した時点で、施設が主体的に感染拡大防止対策を講じることが重要であることから、今後は、保健所と連携し、新型コロナ感染防止対策に係る実地研修を積極的に実施します。

具体的には、従前からの「保健所からの依頼に基づく派遣方式」を用いて、次のアからオまでの手順で実施します。

ア 保健所から施設に対し、即応支援チームによる実地研修を受講してもらうため東京都へ派遣を依頼する旨連絡する。

イ 保健所から即応支援チームに対し、当該施設の課題など研修に必要な事項等について情報提供を行い、実地研修の実施を依頼する。即応支援チームへ資料等を提供する場合はメールにより行う。

ウ 即応支援チームが、施設と研修日時を調整する。研修日時については決定後、保健所へ連絡するとともに、保健所職員の同行について確認する。

エ 即応支援チームが施設を訪問し、新型コロナ感染防止対策について研修を行う。

オ 即応支援チームから保健所に対し、研修の状況を報告する。報告様式については、従前から使用している「施設訪問結果報告書」による。

【参考】保健所との連携事例

- 何度もクラスターが発生している施設に出向いて、施設の職員に対し基本的な感染防止対策の研修やクラスター発生時の振り返りを行っていただきたい。
- 管内の施設へ感染対策研修を実地で行いたいが、日程調整や施設へ出向く時間が確保できないので、即応支援チームに依頼したい。
- 保健所で施設向けに保健衛生研修を実施するが、新型コロナ対策の分野を即応支援チームに担ってほしい。

※ 施設からの依頼に基づく派遣については、引き続き行います。

(3) クラスター発生施設に対する派遣

高齢者・障害者入所施設で発生したクラスターを収束させるためには、感染対策支援チーム設置運営要綱第4条(下記参照)で定めるような「初期評価」「疫学調査」「感染管理・拡大防止」「施設の機能維持」などの対策を実施することが必要となります。

即応支援チームの活動については、クラスター収束に向けたこれらの対策のうち「感染管理・拡大防止」に限定されることから、クラスター発生施設に対する即応支援チームの派遣

について、今後は、前記（１）で掲げた即応支援チームの役割（前段部分）を踏まえ依頼してください。

また、依頼に当たっては、次の２点を即応支援チームへ伝えてください。

ア 保健所が把握している施設の感染状況や課題

イ 即応支援チーム派遣後の当該施設に対する保健所の対応（派遣時に施設から説明を求められるため）

【参照】

・感染対策支援チーム設置運営要綱（令和２年１０月１日付２福保感計第２４６号）

（危機発生時の活動）

第４条 チームのメンバーは、前条第１項に基づき派遣された医療機関等において、施設内感染の拡大を防止するため、初期評価（感染拡大リスク、深刻度、組織体制、マネジメント能力等）、疫学調査（感染リスク評価、患者の発生状況の調査、接触者の把握、検査対象者の決定、データ分析等）、感染管理・拡大防止（コホーティング、ゾーニング、標準予防策、感染経路別予防策等）、施設の機能維持（転院調整、感染防護具等の調達支援、職員の心のケア等）、全体のコーディネーション等の活動を行う。

２ 省略

・TEIT（実地疫学調査チーム）、感染対策支援チームの役割（再掲、令和４年６月３０日付事務連絡のとおり）

健康安全研究センターの実地疫学調査チーム（TEIT：Tokyo Epidemic Investigation Team）は、感染症発生時に保健所等が行う積極的疫学調査に関して技術支援を行っています。

また、感染対策支援チームは、クラスターが発生した病院や高齢者施設等での感染拡大を防止するため、保健所の要請により、TEITと共同又は単独で派遣し、施設の感染管理や業務継続等を支援します。

３ 対象施設（再掲）

本事業の対象施設については、次のとおりです。

- （１）高齢者施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）
- （２）障害者施設（施設入所支援、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設、共同生活援助）
- （３）前記（１）及び（２）の入所施設に併設する通所施設

4 別添資料

施設向け案内リーフレット

「東京都高齢者・障害者入所施設向け新型コロナ対策専用相談窓口・即応支援チーム」

「東京都高齢者・障害者入所施設向け『新型コロナ感染防止対策実地研修』」

※ 管内の対象施設に対する本事業の周知にご使用ください。

(問い合わせ)

東京都福祉保健局感染症対策部

感染症危機管理調整担当課長 上村 (かみむら)

防疫・情報管理課 防疫担当 岡島

03-5388-3614・3616